

○学校教育法（抜粋）

第109条 略

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3～4 略

○学校教育法施行令（抜粋）

（認証評価の期間）

第40条 法第109条第2項（法第123条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は7年以内、法第109条第3項の政令で定める期間は5年以内とする。

○地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2～3 略

（認証評価機関の評価の活用）

第79条 評価委員会が公立大学法人について第30条第1項の評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。